1-35-06

国王尚貞の、 進貢のため在船都通事楊春栄等を遣わす執照

(一六八四、一一、二五)

琉球国中山王尚 (貞)、 進貢の事の為にす。

の為に今、耳目官・正議大夫・都通事等の官の呉世俊・鄭永安 二十三年(一六八四)は貢に当るの期なれば敢えて愆越せず。 旨の二年一貢を奉じ、 欽遵せるは案に在り。査照するに、 康熙 此

鄭明良等を遣わし、

表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ

建等処承宣布政使司に前赴して投逓し、起送して京に赴く。 千六百斤・海螺殻二千個・紅銅一千五百斤を装載す。 均しからず。 下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤 海螺殻三千個・紅銅三千斤を載運す。二船に分装する方物は多寡 因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幇する上 紅銅一千五百斤を装載し、一船義字第三十八号は煎熟硫黄八 船義字第三十七号は煎熟硫黄四千斤・海螺殻一千 解運して福

の関津及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、 給して在船通事阮廷嘉等に付し、収執して前去せしむ。如し経過 らしむべし。 留して便ならざるを恐る。理として合に給発して以て通行に便な し遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に至るべき者 拠りて差去する員役は、 此の為に王府、今、義字第三十八号半印勘合執照を 並びに文憑無くば誠に所在の官軍 留難 の阻

在船都通事 一員 楊春栄 人伴五名

在船使者二員 和思温 牛功挙 人伴八名

在船通事一員 阮廷嘉 人伴四名

水梢共に五十七名

管船火長・直庫二名

阮文煥

馬施顧

右の執照は在船通事阮廷嘉等に付し、 此れに准ぜしむ

康熙二十三年(一六八四)十一月二十五日給す

注*この進貢の義字第三十八号船は、帰途に八重山で破船し沈没した。 阮廷嘉の家譜 (『家譜 (二)』 一五六頁) 参照

1-35-07

国王尚貞の、 わす執照(一六八五、一一、一二) 赴京の官員を接回するため都通事金元達等を遣

照得するに、 琉球国中山王尚貞、 康熙二十三年(一六八四)十一月二十五日、 進貢の官員を接回する事の為にす。 会典

を遣わし、彝梢を率領して海船二隻に坐駕し、方物を装載し表を に欽遵して特に耳目官呉世俊・正議大夫鄭永安・都通事鄭明良等

齎して進貢し、含行に貴司に移咨して起送して進京し、聖禧を叩

祝せしめたるべし。

し 進京の呉世俊・鄭永安等、京より回りて滞閩すれば天朝の廩給を 虚費するを恐る。臣、敝国に在りて効順し、愚衷は実に苟安し難 水梢共に八十一員名を率領して海船一隻に坐駕し、前来して接回 の使臣毛国珍等の員伴とは、本年七月内、方に見に回国す。 進京の官伴及び存留在馹の官伴を除く外、其の余の員役と謝恩 旧例に遵依して今特に都通事金元達・使者呉輝之等を遣わし、 且つ

遇わば、 号半印勘合執照を給して存留通事梁邦基等に付し、収執して前去 阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。今、義字第三十九 せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に 拠りて今差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官軍の盤 須らく執照に至るべき者なり。 即便に放行し、留難し遅惧して便ならざるを得しむる毋

せしむ。

れ

使者二員 都通事一員 呉輝之 金元達 趙世勲 人伴七名 人伴一十名

存留通事一員 梁邦基 人伴六名

水梢 共に五十二名

管船火長・直庫二名

金邦鼎

丙超才

るを蒙り、敒国、

右の執照は存留通事梁邦基等に付し、此れに准ぜしむ

政使司に前赴して投納し、転解して京に赴き聖祉を頂祝す。

物の囲屛紙三千張・細嫩蕉布五十匹等の物を将て福建等処承宣布

頂踵報い難きも愚誠を謹瀝し、虔んで土産の薄

康熙二十四年(一六八五)十一月十二日

国王尚貞の、進貢と官生の入学のため耳目官魏応伯等を遣わ

す執照(一六八六、一一、四)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

1-35-08

十五年(一六八六)は循期に該応る。擬するに合に進貢すべく、 銅一千五百斤を装載し、一船義字第四十二号は煎熟硫黄六千三百 敢えて愆越せず。此の為に特に耳目官魏応伯・正議大夫曾益・都 斤・海螺殻一千五百個・紅銅一千五百斤を装載する外、又、欽ん 船義字第四十一号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殻一千五百個・紅 海螺殻三千個・紅銅三千斤等の方物を載運し、二船に分装す。 上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・ 通事蔡応祥等の官を遣わし、水梢を率領せしむ。 で聖恩もて陪臣の子弟の入監して読書し執経し問字するを兪允す 旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。 査するに、 毎船に均幇する 康熙二